

山形地方最低賃金審議会

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

〔第3回〕

期 日 令和4年10月12日（水）
場 所 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 山形県自動車・同附属品最低賃金の改正について

(2) その他

3 閉 会

業務改善助成金申請件数

山形労働局

1. 業務改善助成金申請件数

年 度	申 請 件 数	備 考
平成 2 4 年度	5 5 件	
平成 2 5 年度	7 1 件	
平成 2 6 年度	9 6 件	
平成 2 7 年度	7 件	
平成 2 8 年度	1 8 件	
平成 2 9 年度	3 3 件	
平成 3 0 年度	3 2 件	
令 和 元 年 度	1 4 件	
令 和 2 年 度	1 6 件	
令 和 3 年 度	6 9 件	
令 和 4 年 度	3 4 件	R 4. 9 月 末 現 在

2. 令和4年度業務改善助成金申請件数の内訳（R4. 9月末現在）

①月別	通常コース	特例コース
4 月	0 件	0 件
5 月	0 件	0 件
6 月	1 件	0 件
7 月	2 件	0 件
8 月	2 件	0 件
9 月	2 9 件	0 件
計	3 4 件	0 件

②業種、事業場規模別（通常コース）	1～10人	11～30人	31人～50人	51人以上	計	備 考
A. 農業・林業		1			1	農業（1）
E. 製造業	2	5		1	8	食料品製造業（2）、繊維工業（3）、なめし革同製品・毛皮製造業（3）
I. 卸売業・小売業	4		2		6	卸売業（1）、各種小売業（5）
L. 学術研究・専門・技術サービス業		1			1	専門サービス業（1）
M. 宿泊業・飲食サービス業	6	4	1		11	宿泊業（1）、飲食店（7）、持ち帰り・配達飲食（3）
N. 生活関連サービス業・娯楽業	7				7	洗濯（5）、美容（2）
計	19	11	3	1	34	

※ 業種は日本標準産業分類（大分類及び中分類）による。